

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇訓令 土地改良事業検査規程
◇告示 国民健康保険法に基く条例変更認可

土地改良区の定款変更認可
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

訓

令

鳥取県訓令第十三号

農 林 部
地方事務所

用水改良事務所
千拓事務所

土地改良事業検査規程を次のように定める。

昭和二十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良事業検査規程

（総則）

第一条 県の起業（以下「県営事業」という。）又は県の補助に係る土地改良事業（以下「団体営事業」という。）の検査は、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

2 この規程で、「土地改良事業」とは、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事業をいう。

（検査の種類）

第二条 検査は、材料検査、出来形検査及びしゆん功検査の三種とする。

（検査員）

第三条 この規程による検査員は、別に定める資格を有する者で、当該工事の指導監督をした以外の吏員でなければならぬ。

2 知事は、地方事務所長が命ずる吏員が行う検査について必要があると認める場合は、特に吏員に命じて檢

(検査)
査に立ち合わせることができる。

第四条 県営事業の請負者又は団体営事業を行う者（以下「事業施行者」という。）から、材料又は工事の出来形について検査を求められたとき若しくは工事完成の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行わなければならぬ。

2 知事又は地方事務所長は、団体営事業について工事を適正に施行させるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、検査員に命じ、隨時出来形検査を行うことができる。

(検査の方法)

第五条 検査は、すべて、設計書、工事仕様書、図面、その他の関係書類と対照して、現地において精密に行わなければならない。

2 検査にあたつては、関係者を現地に立ち合わせなければなければならない。

(材料検査)

ては査定単価により出来形設計書（新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書とする。）を作成して復命しなければならない。

(手直し工事の検査)

第八条 検査員は、しゆん功検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについては、その手直しの完了を待つて更に検査を行わなければならない。

(確認書の徵収)

第九条 検査員は、検査の結果、材料の補足、引換え又は工事の補修若しくは改造を命じたときは、事業施行者から確認書を徵し、これを復命書に添附しなければならない。

(検査の復命)

第十条 検査員は、検査の結果、出来形検査又はしゆん功検査を完了したときは、第一号様式による出来形検定書又はしゆん功検定書により知事に復命しなければならない。

第六条 検査員は、材料検査の結果合格した物件には直ちに検印を附し、検印を附し難いものには適宜の記号を附して処理しなければならない。

2 検査員は、材料検査の結果不足又は不合格品がある場合には、直ちに事業施行者に補足又は引換えを命じなければならない。この場合にはおいて、不合格の物件は検査済のものと混同しない場所におきかえ、所定の期間内に工事現場外に搬出させなければならない。

(不合格工事)

第七条 検査員は、しゆん功検査にあたつて、工事の出来形が、設計書、工事仕様書、図面、その他の関係書類に違反すると認めるときは、その違反事項が軽微なものについては、事業施行者に対し相当の期間を定めてその補修又は改造を命ずるとともにこの旨を復命しなければならない。

2 検査員は、その違反事項が維持管理上支障がなく、且つ事業施行の目的を達することができると認めたときは、県営事業にあつては契約単価、団体営事業にあつ

ては二号様式又は第三号様式により知事又は地方事務所長に復命しなければならない。

(補則)

第十一條 地方事務所長は、県営事業（用水改良事業所及び干拓事業所所管の事業を除く。）又は団体営事業の検査について、検査員と事業の指導監督をした者は事業施行者との意見が異なるときは、その事由を附して知事に進達しなければならない。

2 前項の進達があつた場合には、知事は、関係者の意見を徴しこれを決定するものとする。

附 則

この訓令は、昭和二十九年十一月一日から施行する。

00316

第2553号 4
昭和29年9月28日 火曜日 鳥取県公報 第2553号

00317

昭和29年9月28日 火曜日 鳥取県公報 第2553号 5

第一号様式

出来形(じゅん功)検定書

年 度	事業名					
工事場所	じゅん功年月日					
工事名称	検査年月日					
設計金額	請負人住所氏名					
請負金額	立会人氏名					
内 訳	一 金					
	二 金					
仕 詞						
名 称	材料及び形状	総数量	出来形数量 前回まで今回まで	単位	單 価	金 額
						摘要

今回交付する額

前回までの交付済額

追つて交付すべき額

合 計						
請負金相当額						請負比率向歩
内 訳						前回までの交付済額 今回交付する額 請負金相当額の向割以内 追つて交付すべき額

上記のとおり検定しました。

検査員職 氏 名 国

鳥取県知事 氏 名 殿

- 備考 1、出来形数量に対する単価表、数量計算表(書)及び図面を添付すること。但しじゅん功検定の場合は添付するに及ばない。
 2 図面には今回出来形部分を赤色、前回までの出来形部分を黄色で表わすこと。
 3 前回までの交付済は朱書きすること。

00318

6

第2553号

7

第二号様式 検査復命書(土地改良事業及び災害復旧事業の場合)

地区番号

個所番号

島 取 県 公 告 日 曆 大 陸 日 29年9月28日 昭 和 29年9月28日 昭 和

事業名	事業主体名				
指令年月日 及び 番号	検査年月日				
工事しゅん功年月日	昭和年月日	着工日	着工しゅん功	施行の方法	
事業費	円	也			
内訳	工事費 請負工事 資材費 労務費 その他	直轄工事 工事費 小計	工事雜費 事務雜費 計	事務雜費 確認額	検査結果の 額
事業當初から前回までの 支 支 今同の支 今後 計	額 額	円	円	円	円
の支 予定額					
計					
調査事項	事務処理の概要	指示又は指摘事項	処置の概要		
(1) 予算議決の状況					

00319

第2553号

7

(2) 負担金徴収の方法及 び納入状況	
(3) 請負の方法及び契約 事項の適否	
(4) 工事日誌の整備状況	
(5) 職工、人夫使用明細	
(6) 支払証ひよう書の狀 況	
(7) 経費整理済と現金預 金等との照合	
(8) 賃金の状況	
(9) 貨物受払簿及び検査 用地買収及び物件補 償の状況	
(10) 計画並びに出来高	
(11) その他の	

本事業は検査の結果上記のとおりにつき復命します。

明和年月日

事務検査員職氏

鳥取県知事又は地方事務所長氏

名殿

技術検査員職氏

名印

備考 1 災害復旧事業以外の土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）は、地区番号及び個所番号は記載する必要がない。

2 施行の方法は直営請負の別を記載する。

3 事業費は総事業費を記載し、なお災害復旧事業にあっては農林省査定額を（ ）書する。

4 予算議決の状況は議決年月日、決議書の有無、予算科目の適否等を記載する。

5 負担金徵收の方法及び納入状況は概要の外に負担金算出の基礎を参考のため記載する。

6 請負の方法及び契約事項の適否は契約書の適否の外に競争入札による場合は入札経過の適否、随意契約による場合は随意契約とした理由その他請負者住所氏名、契約金額、契約年月日を記載する。

7 職工人夫使用明細書の状況は直営の場合に記載し、熟練者、非熟練者別にその員数及び金額を記載する。

8 支払証ひより書の状況は、資材費、労務費その他（請負の場合は請負工事関係書類）工事雜費及び事務雜費に区分しそれぞれの費目につき適否を記載する。

9 資金の状況は補助金の受入状況、借入金がある場合には借入金の整理状況、借入金額、借入先、利息等を記載する。

10 材料受払簿及び検収簿の状況は直営又は材料を請負者に支給する場合につき記載する。

11 用地買収及び物件補償の状況は買収地積、補償物件の数量金額並びに登記の有無等記載する。

12 その他は工事担当者、会計担当者及び検査立会人の氏名を記載する。

00321

00320

8 第2553号 昭和29年9月28日 火曜日 島取県公報

9 昭和29年9月28日 火曜日 島取県公報

第2553号

別紙

(II) 計画並びに出来高

個所番号	工種	種目	A 総額 事業費	B 前回まで 事業費	C 当初から今回 までの出来形 事業費	D ≡ C - B 今回 出来形確定額 事業費	出来形 状況	指示又は 指摘事項	処置

備考 1、計画と出来形と異なるものがある場合は種目欄に明記すること。

2、数量は延長、%等で記入すること。

00322

00323

第三号様式

検査復命書(開こん作業並びに小団地補助工事の場合)

(住所) 事業主体 代表者名 年月 日付鳥取県

第 号指令に基く開こん事業補助金請求に対し調査いたしましたところ事業要領書のとおりでありますので復命いたします。

昭和年月日

検査員職氏名印

鳥取県知事 氏名殿

事業要領書(昭和年月日から)

1、補助金	科目	予算総額	前回までの交付額	今回交付額	同左補助率別内訳
算出の基礎	事業費				
2、支出事業	科 目	支 出額	同左査定額	同左補助率別内訳	
	補 助 金				
	工事費				
	事務費				
	計				

告示

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条
第一項の規定により、佐野川土地改良区の定款の変更について、昭和二十九年九月二十四日認可した。

昭和二十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 泊

教育委員会告示

鳥取県告示第四百八十七号

国民健康保険を行つてゐる次の村に於し、国民健康保険

法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第一項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 泊

国民健康保険を行う村

昭和二十九年七月二十日

岩美郡石見村

昭和二十九年七月十九日

臨時教育委員会を次のとおり招集す。

昭和二十九年九月二十八日

00324

第2553号 12

昭和29年9月28日 火曜日 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所

鳥取教育委員会委員長 萩原治郎
一日時 九月二十九日午前十時半
一場所 県教育委員会会議室
一議題 一教員人事について
二その他